

## ○いわき市外部公益通報事務取扱要綱

平成19年11月30日制定

### 改正

平成26年4月1日

平成28年4月1日

令和3年1月4日

令和7年10月17日

## いわき市外部公益通報事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の機関に対する外部の労働者等からの公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益通報に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (相談窓口及び通報窓口)

第2条 外部の労働者等からの通報に関する相談を受け付ける窓口は、総合政策部広報広聴課に置くものとし、通報を受け付ける窓口は、法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）について、処分又は勧告等をする権限に係る事務を所管する課等（以下「所管課等」という。）に置くものとする。

### (秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除)

第3条 通報及び通報に関する相談（以下「通報等」という。）の処理に従事する職員は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 所管課等は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため匿名による通報についても、可能な限り実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

3 通報等の処理に従事する職員は、通報等の内容に自らが関与し、又は利益相反関係を有する場合、当該通報等への対応業務に従事してはならない。

### (公益通報対象の範囲)

第4条 公益通報の対象は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報とする。

### (公益通報を行うことができる者の範囲)

第5条 公益通報を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 通報対象事実その他の法令違反等の事実に関する事業者に雇用されている労働者及び通報の日前1年以内に当該労働者であった者
  - (2) 当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者
  - (3) 当該事業者の取引先の労働者及び通報の日前1年以内に当該労働者であった者
  - (4) 当該事業者の役員その他当該事業者の法令順守を確保する上で必要と認められる者
- (通報の受付と教示)

第6条 所管課等は、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実等を把握するとともに、次に掲げる事項を通報者に対し説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 通報者の秘密は保持されること。
- (2) 個人情報は保護されること。
- (3) 通報受付後の手続きの流れに関すること。

2 所管課等は、書面、電子メールその他の通報者が通報の到着を確認することができない方法によって通報がなされたときは、遅滞なく通報者に対して通報が到着した旨を通知するよう努めるものとする。

3 所管課等は、通報の内容となる事実について、市の機関が権限を有するときは、公益通報等受付票（第1号様式）を作成するものとし、権限を有しないときは、権限を有する他の行政機関を通報者に対し遅滞なく教示するものとする。

4 所管課等は、通報を公益通報として受理したときは、受理した旨を公益通報受理通知書（第2号様式）により、受理しないときは、受理しない旨及び情報提供として受け付ける場合はその旨を公益通報不受理通知書（第3号様式）により、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

5 所管課等は、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によつても、法第3条第2号に掲げる要件（以下「保護要件」という。）として認められうることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。通報が保護要件を満たしているかどうかが直ちに明らかでない場合であって、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められるときについても、同様とする。

6 所管課等は、法令等に抵触しない事案、事実に反する事案等のほか、自己の利益を不当に得る目的、他人を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与える目的で通報されたものについては、受理

しないことができる。

(調査の実施)

第7条 通報を公益通報として受理した所管課等は、速やかに事実確認のために必要な調査を行うものとする。

- 2 調査の実施に当っては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。
- 3 所管課等は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について公益通報調査経過報告書（第4号様式）により通報者に対し適宜報告するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を、公益通報調査結果報告書（第5号様式）により通報者に対し遅滞なく報告するものとする。ただし、匿名による通報及び通報者が報告を希望しない場合は、この限りでない。

(受理後の教示)

第8条 所管課等は、通報を公益通報として受理した後、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する他の行政機関を教示書（第6号様式）により通報者に対し遅滞なく教示するものとする。この場合において、所管課等は、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報対象事実に係る資料を通報者に対し提供することができるものとする。

(措置の実施)

第9条 所管課等は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

- 2 所管課等は、措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、公益通報措置等報告書（第7号様式）により通報者に対し遅滞なく報告するものとする。
- 3 所管課等は、通報対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。
- 4 所管課等は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかにあった場合には、通報者保護にかかる必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第10条 所管課等は、法に基づく公益通報以外の通報であっても、その内容・状況等を判断し、必要

に応じて法に基づく公益通報に準ずる通報として受け付けるものとする。この場合において、第6条から前条までの規定を準用する。

(通報関連資料の管理)

第11条 所管課等は、通報の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(協力義務)

第12条 所管課等は、通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をを行うものとする。

2 所管課等は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から実施し、同日以後に生じた通報対象事実（同日前から継続している通報対象事実を含む。）について適用する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和3年1月4日）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和7年10月17日）

この要綱は、令和7年10月17日から実施する。

第1号様式（第6条関係）

公益通報等受付票

通報年月日		年　月　日			
通 報 者	氏　名				
	住　所				
	電話番号	電話番号			
	勤務先	事業所名			
	部　署		地　位		
	所在　地				
	電話番号	電話番号			
通 報 内 容	対 象 者	氏　名			
		事業所名			
		部　署		地　位	
		所在　地			
	電話番号	電話番号			
		発生日時	年　月　日	時　分	
		場　所			
		内　容			
		特記事項 (対象となる法令等)			
	証拠書類等	有(書面・テープ・電子媒体・その他(　))・無			
備 考					

応 対 者	所　属		職　名	
	氏　名		電話番号	

第2号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

公益通報受理通知書

様

(実施機関名) 団

年 月 日に受け付けましたあなたの通報を、公益通報として  
受理いたしますので通知します。

担当課等名

電話番号

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

公益通報不受理通知書

様

（実施機関名） 団

年 月 日に受け付けましたあなたの通報は、次の理由により  
不受理としましたので通知します。

不受理の理由等

担当課等名

電話番号

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

公益通報調査経過報告書

様

(実施機関名) 団

年 月 日付け 第 号で受理しましたあなたの公益通報に基づき、通報された内容の事実関係を調査しておりますが、その進行の状況を報告します。

調査の進行の状況

担当課等名

電話番号

第5号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

公益通報調査結果報告書

様

(実施機関名) 団

年 月 日付け 第 号で受理しましたあなたの公益通報に係る調査が終了しましたので、その結果を報告します。

調査結果

担当課等名

電話番号

第6号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

教示書

様

（実施機関名） 団

年 月 日付け 第 号で受理しましたあなたの公益通報について調査したところ、通報対象事実について、（実施機関名）に処分又は勧告等をする権限がないことが判明しましたので、権限を有する行政機関を教示します。

権限を有する行政機関	
名称	
所在地	
電話番号	
備考	

担当課等名

電話番号

第7号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

公益通報措置等報告書

様

（実施機関名） 団

年 月 日付け 第 号で受理しましたあなたの公益通報について、通報対象事実が認められ、措置等を行いましたので報告します。

措置等の内容

担当課等名

電話番号